

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、要介護認定、保険料の賦課徴収を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報ファイルを用いる。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 ・要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定又は要介護（要支援）状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費（介護予防サービス費）等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ・高額医療合算介護（予防）サービス算定に関する事務（保険者事務協同処理業務）
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表百 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3290

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 太田 清美	課長 高木 肇	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月9日	②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、要介護認定、保険料の賦課徴収を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報ファイルを用いる。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 ・要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定又は要介護(要支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費(介護予防サービス費)等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、要介護認定、保険料の賦課徴収を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報ファイルを用いる。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 ・要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定又は要介護(要支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費(介護予防サービス費)等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	事前	
平成29年2月6日	③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事前	
平成29年2月9日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年1月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年1月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 高木 肇	課長 小川 浩明	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 小川 浩明	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930-1 健康福祉部介護保険課 電話:0854-23-3291	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3291	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3291	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3293	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3293	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3291	事後	
令和4年3月10日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
令和4年3月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番68	番号法第9条第1項 別表第一 項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和4年3月10日	I 4②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 93.94 情報提供 番号法別表第二 1.2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117	情報照会 番号法別表第二 93.94 情報提供 番号法別表第二 1.2,3,4,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,8187,90,94,95,108,109,117,120	事後	
令和4年3月10日	IV 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年3月31日	事後	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年3月31日	事後	
令和5年8月15日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3291	健康福祉部介護保険課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3290	事後	
令和6年7月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表百 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第51条	事後	
令和6年7月10日	I 4②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 93.94 情報提供 番号法別表第二 1.2,3,4,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,8187,90,94,95,108,109,117,120	番号法第19条	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事後	